

令和2年6月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和2年6月総会

萩市農業委員会総会議事録

6月16日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第43号 令和元年度活動の点検・評価(案)及び令和2年度目標とその達成に向けた活動計画(案)について
議案第44号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○出席委員(14名)

欠席	品川民雄	2番	田村廣
3番	原田知美	欠席	
5番	小野村壽美夫	6番	佐伯泰資
7番	烏田茂夫	8番	長富繁美
9番	原川久美子	10番	岡崎弘明
11番	松田由美子	12番	守永正範
13番	鈴川肇	欠席	藤田芳昭
15番	中村博和	16番	矢次利典
欠席	吉村剛	欠席	尾木武夫
19番	片岡兼雄		

○議事録署名委員

8番 長富繁美 11番 松田由美子

○議事

事務局長

只今から、令和2年6月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員18名中、14名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、8番 長富委員、11番 松田委員
にお願いいたします。
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第41号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第41号第1項について説明いたします。議案は
2ページです。

最初に訂正をお願いします。1項の三段目、●●●の地目について、登記現況とも、畑から、田に訂正願います。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記、現況ともに畑、面積236㎡外
2筆、田の面積が479㎡、畑の面積が642㎡、合計1,121
㎡です。

譲受人は、●●●の●●●さんで耕作面積は1,751㎡です。
今回、農地取得後の面積は2,872㎡ですが、空き家に附属する
農地の指定をうけていますので、下限面積1アールの適用を受けま
す。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●
●さんです。

次に申請理由ですが、●●●さんは市外に居住されており維持管
理が難しいこと、隣接地の家屋の売却にあわせて土地を処分するこ
とを希望されており、譲受人の●●●さんは、この度家屋を購入す
る際に農地も併せて譲り受け、耕作する意向があることから合意に
至り、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で新規就農者です。取得後
の農作業従事日数は、ご本人さん240日となっています。

次に場所ですが、現地については、●●●地区担当の●●●委員

さん、●●●委員さん、●●●推進員さん、事務局で確認しました。

申請地は、●●●から南西へ約2 kmの地点にあり、着色した個所となります。ここが売却予定の家屋でございます。その後に畑があつて前に田んぼがある状態でございます。こちら側に●●●が走っており、それから1 kmちょっと入った所です。この辺に基盤整備田が広がっており、ここに●●●が走っております。

営農計画ですが、取得後は野菜を栽培される予定です。農機具は、耕運機1台、噴霧器1台、トラクター1台、管理機1台を保有されています。出荷先については、JA、直売所となっています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第11番 この件につきましては、5月7日に●●●委員さん、●●●推進員さん、事務局と私とで確認しました。

空き家に附属する農地ということで、先月認定を受けた土地です。家屋を買われるということで、その家屋の裏側にハウスが2棟、前側は家庭菜園のような感じで野菜が植えてあり、きれいに手入れがされておりました。この地域に若い方が入ってこられたということで、作業にも積極的に参加されているようです。これからいろいろ活躍が期待されると思います。どうぞよろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

ちょっといいですか。●●●さんは新規就農者ですか。

事務局 新規就農です。トマトを栽培されています。

議 長 よそからこられたのですか、それとも地元の方ですか。

第11番 ●●●のほうから来られています。

議 長 ●●●のほうからですか。独身ですか。

第11番 独身です。

議長 農業は経験があるのですか。非常に興味がある所ですけど。今高齢化が進んでいる中でこういった新規就農者が入ってこられるのは非常にうれしいことなので、どういう状況かちょっと知りたいと思って質問しました。

事務局 農作業経験年数が3年になっています。

事務局 地元の推進委員の●●●委員さんがすごくお世話をされています。応援してくださっているので、その点は安心だと思います。

議長 誠に良い事ですね。
それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは第1項について説明いたします。議案は4ページです。現地確認を●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認いたしました。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●から西へ723mに位置する、宅地化が進行する第一種低層住居専用地域内にある、公共投資の対象となっていない第3種農地です。●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積186㎡です。

場所といたしましては、こちらのほうに●●●の●●●がありまして、ここが●●●になります。ここに●●●の●●●がありまして、現地がこちらになっております。隣接する宅地、●●●と合わせて一体利用します。計画の所要面積は197.59㎡です。こち

らが転用対象の畑なのですが、こちらの宅地と一緒に一体利用するかたちになります。

転用目的ですが、申請人である●●●さんの現在のご自宅が、●●●の道路拡幅工事の為に立ち退きとなったため、県外に住んでいる親戚が所有する土地を譲り受け、自己用住宅1棟を建築するもので、適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

次に隣接農地についてですが、申請地は、北・東側は道路、南側は宅地、西側は畑に接しています。隣接農地承諾書が提出されており適当です。

(スクリーンに配置図を表示)

次に、用排水計画ですが、雨水は北側・東側の既存道路側溝へ排水させ、汚水は北側市道内の公共下水道に接続させるため適当です。

被害防除計画ですが、24cm程度の盛土を行い造成します。土砂等の流出のおそれはなく適当です。

その他といたしまして、敷地面積が500㎡以下で建ぺい率が22%以上であるため、面積は適正であるといえます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第10番 この件につきまして、6月4日、●●●推進員、事務局と私の計4名で現地確認をいたしました。図面をご覧頂くとわかると思いますが、宅地があそこに少しだけありますが、一応現地は何も植えてない状態で荒れていて、約1mの高さの草が生えた荒地になっておりました。隣の西側の畑ですが、南側になるのでしょうか、周囲に夏みかんが植えてあり、真ん中は全部開いておりまして、年数回の除草をされており、何も植えてない畑でございます。公共事業の代替地として家が建つということで、親戚同士での売買で当たり障りの

ないものであろうと思っております。ちなみに●●●さんの前の家は●●●のところの交差点の●●●さんがありますが、その2階に住んでおられたということです。適当ではないかと思っております。以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 はい。それでは質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第43号「令和元年度活動の点検・評価(案)及び令和2年度目標とその達成に向けた活動計画(案)」について議題に供します。

事務局 議案第43号についてご説明します。議案は6ページからです。本議案につきましては、農業委員会の適正な事務実施について、国が定めた項目に基づき、毎年、法令事務等の点検・検証を行うとともに、当該年度の活動計画を定めるものです。

それでは6ページをご覧ください。6ページは令和元年度末の農業委員会の状況です。1の「農業の概要」はご覧のとおりで、平成27年の農林業センサス等の数値を用いています。2は農業委員会の現在の体制で、委員数の定数は19名、実数は18名、任期は令和3年3月7日までとなっています。

つづきまして7ページでございます。7ページは担い手への農地の利用集積・集約化についてです。1の現状ですが、平成30年度末の集積面積は1,649haでした。2の令和元年度の目標及び実績ですが、集積目標1,790haに対して、実績は1,723ha、達成状況は96.3%となりました。3は目標の達成に向けた活動の計画と実績、4は目標及び活動に対する評価です。4の活動に対する評価は、「受け手の掘り起こしを引き続き行っていくとともに、アンケートの集計結果により現状を把握し、人・農地プランの話合い等によって地域ごとの農地利用や集積について方向性を出していく必要があると考える」といたしました。

つづきまして8ページでございます。8ページは新たな農業経営を営もうとする者の参入促進で、1は平成30年度までの新規参入者数等で、ご覧のとおりです。2は令和元年度の目標及び実績ですが、目標3経営体に対して実績は4経営体、達成状況133%となりました。4の目標及び活動に対する評価ですが、農業を取り巻く環境が厳しい中でも、意欲ある新規就農者の参入があったため目標を達成し、引き続き、農地確保や地元調整等の活動を行い、支援していく必要があるとの評価にしております。

つづきまして9ページでございます。9ページは遊休農地に関する措置に関する評価で、1は平成30年度末の遊休農地面積で66haとなっていました。2は令和元年度の目標及び実績で、解消目標6haに対し、実績0.4ha、達成率6.7%となっています。3の目標の達成に向けた活動でございますが、農地の利用意向調査は11筆、0.7haについて行いました。4の目標及び活動に対する評価については、すでに遊休農地となっている土地の再生には至っていないため目標を達成できず、遊休農地の再生は困難であるが、優良農地の確保を最優先課題として取り組むたいとしております。

つづきまして10ページでございます。10ページの違反転用への適正な対応について、30年度末の違反転用は0ha、令和元年度の実績も0haとなっています。3の評価については、早期発見には日頃からの巡回が必要であるとしております。

つづきまして11ページでございます。11ページの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ですが、1の農地法第3条に基づく許可事務に関しては、1年間の処理件数は52件、2の農地転用に関する事務については、1年間の処理件数は40件となっています。

つづきまして12ページでございます。12ページの3の農地所有適格法人からの報告への対応についてですが、農地法の規定により農地を所有する資格のある法人で農地を所有又は借り受けている法人は、毎年決算状況等を農業委員会に報告する義務がありますが、萩市内でその数は49法人で、報告があった法人数は34法人です。報告のない法人については今後、提出の督促を行ってまいります。つづいて、4の情報の提供等でございます。「賃借料情報の調査・提供」については、賃貸借の件数が914件で、令和元年8月総会で承認いただいた賃借料情報を、ホームページに掲載しています。「農地の権利移動等の状況把握」については、年度末に農地の権利移動や賃借等について取りまとめ、件数は4,104件となっています。「農地台帳の整備」については、整備対象農地面積は5,795ha

a で、権利移動等が発生した場合は随時農家台帳を更新しています。

つづきまして13ページでございます。13ページの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容ですが、ホームページ等で意見募集を行ったところ、農地利用最適化等に関する事務について、ご覧のようなご意見があり、対処内容は記載のとおりといたしました。また、事務の実施状況の公表等については、議事録及びこの活動計画と点検・評価をホームページで公表しております。

つづきまして14ページでございます。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）で、14ページは農業委員会の状況（令和2年4月1日現在）です。

つづきまして15ページでございます。15ページは担い手への農地の利用集積・集約化について、1の現状で令和2年4月現在の集積面積は1,723haで集積率38.8%、これに対して2の令和2年度の目標は、集積面積1,890haとしております。目標設定の考え方として、農業委員会で定めた「最適化の推進に関する指針」において、農地利用集積率55%の目標がございますので、これに近づけるためかなりハードルの高い数値となりました。現状維持でも困難な状況ではありますが、認定農業者・新規就農者等担い手を増やして、何とかこの目標に近づけたいと考えます。次に、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、2の参入目標数は4経営体、3haとしております。新規就農については様々な施策が実施されていますので、農地集積と合わせて市農政課と連携し活動を行っていきたいと考えます。

つづきまして16ページでございます。16ページの遊休農地に関する措置については、1の現状で令和2年4月現在の遊休農地面積は66haで割合が1.5%、これに対して2の令和2年度の目標解消面積は6haといたしました。農業従事者の高齢化と後継者不足・有害鳥獣被害などで遊休農地の増加が見込まれますが、優良農地の確保を最優先に取り組んでいきたいと考えます。次に、違反転用への適正な対応は、ご覧のとおりとなっています。以上でございます。

本議案が承認されましたら、萩市のホームページに掲載し公表することとなります。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 非常に膨大な資料を簡潔にまとめてありました。

それでは採決いたします。議案第43号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第43号は原案のとおり承認いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第44号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。第1項から第2項まで一括して説明をお願いします。

事務局 議案第44号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明します。議案は18ページです。

第1項、●●●、●●●、地目、登記・現況とも田、面積1,723㎡、借借人は、●●●、●●●、賃貸人は、●●●の●●●さんです。●●●を経由した中間管理事業で、一連の解約となります。解約後は、別の方に売却される予定です。

第2項について、●●●、●●●、地目、登記・現況とも田、面積1,742㎡、借借人は、●●●、賃貸人は、●●●の●●●さんです。●●●を経由した中間管理事業で、一連の解約となります。解約後は、別の方に売却される予定です。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(●●●委員が挙手)

第12番 借借人は●●●じゃないですね。●●●さんじゃないですか。

事務局 ●●●さんです。すみません。

議長 借借人の●●●さんは間違えて、●●●さんだそうなんです。これは解約後の見込みとして売却予定ということですが、何かどういうものに、農地以外のものになるのですか。

事務局 用地買収と聞いています。●●●です。

議 長 道路用地として売却ですか。

事務局 はいそうです。雑地は一部残るかも知れませんが。

議 長 ●●●の関係で用地買収を受けるということですね。

第12番 道路の上へ橋げたができるようです。

議 長 橋げた用地ですか。完成はいつになるのですか。

第12番 10年くらいかかるのではないですか。

議 長 他に発言はございませんか。

特に発言がないようですので、以上で議案第44号の報告は終了
ます。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了
いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前9時55分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和2年6月16日

萩市農業委員会会長 片岡 兼雄

委員 長 島 経美

委員 松田由美子